

令和7年度第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会

日時： 令和7年11月6日（木）13：15～14：45

場所： 岩手県公会堂

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）」改訂素案について
- (2) その他

3 閉 会

令和7年度第1回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会 出席者名簿

区分	分野	所属団体	職名	氏 名	備考
子どもの保護者	保育所保護者	かがの・ohana保育園2H会		藤村 聖	
子ども・子育て支援事業者	保育	日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
	教育	岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局役員	橋本 有紀	
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	高橋 聡	
その他知事が必要と認めるもの	行政	花巻市健康こども部こども課	課長	松原 弘明	

【事務局】

部局名	課室名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援室	室長	前川 貴美子
		子育て支援担当課長	才川 拓美
		主任	坂本 瑞歩

「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2025～2029)」 改訂素案について(概要)

資料No.1

1 計画概要

- ・ **子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)**第62条第1項の規定により都道府県が定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他法に基づく業務の円滑な実施に関する計画。
- ・ 法第60条第1項の規定により内閣総理大臣が定める**基本指針(平成26年内閣府告示第159号)**に即し、**5年を1期**として策定。
- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて策定。(市町村計画の数値集計したもの。)

2 現行計画(令和7年3月策定)

(1) 計画期間 **令和7年度から令和11年度**までの5年間

(2) 策定方針

- ・ 法及び基本指針に定める記載事項について記載。
- ・ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により改正される都道府県計画の記載事項については、計画初年度の令和7年4月1日施行部分は今回策定する計画に記載し、**令和8年4月1日施行部分(乳児等のための支援給付など)**は法施行後に記載。

3 計画の見直しについて

(1) 見直しについて

令和8年4月施行部分の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項が示されたことから、中間見直しを行うこと。

(2) 見直し方針

- ・ 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項について、令和8年4月1日施行部分に係る記載事項を記載。
- ・ その他、基本指針の改正を踏まえて、所要の事項を記載。

「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2025～2029)」改訂素案 について(概要)

4 計画骨子にかかる変更事項

(1) 区域の設定

(2) 各年度の教育・保育の量の見込と提供体制、実施時期

別表1-1 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその時期(県全域)

別表1-2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその時期(各区域)

(3) 放課後児童対策の推進

別表2 各年度における放課後児童クラブの量の見込み及び提供体制の確保の内容及び
その実施時期

(4) 認定こども園の普及

別表3 設定区域ごとの認定こども園の設置目標数及び設置時期

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(6) 乳児等通園支援の実施

新規追加

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)に伴う都道府県計画の
記載事項 ※ 令和8年4月1日施行部分

(7) 実施者・従事者の確保及び資質向上

一部改正

・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)に伴う都
道府県計画の記載事項 ※ 令和8年4月1日施行部分
・児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)に伴う都道府県計
画の記載事項 ※ 令和7年10月1日施行部分

(8) 専門的な知識・技術を要する支援

(9) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

(10) 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

(11) 職業生活と家庭生活の両立

(12) 計画期間

(13) 計画の点検及び評価

一部改正

・児童福祉法等の一部を改正する法律
(令和7年法律第29号)に伴う都道府県
計画の記載事項 ※ 令和8年4月1日
施行部分

「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2025～2029)」の改訂素案について(概要)

5 新規「乳児等通園支援の実施」の内容

乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

- ・ 乳児等通園支援事業は、乳児又は満3歳未満の幼児を対象としていることを踏まえ乳児等通園支援事業の利用終了後の受入に係る教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携について、情報提供等を通じて、市町村の取組を支援します。
- ・ 満3歳児クラスを活用し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入を行う幼稚園に対し、助言等の必要な支援を行います。

一部改正 関連する事項

○ 実施者・従事者の確保及び資質向上

特定教育・保育施設や乳児等通園支援、地域子ども・子育て支援事業など多様な子育て支援に従事する子育て支援員の育成に取り組みます。

○ 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業を利用する機会を確保するため、特定教育・保育情報等及び特定教育・保育施設設置者等経営情報について、県ホームページや国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じ公表します。

「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2025～2029)」の改訂素案について(概要)

6 一部改正 「各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期」

別表1－1・1－2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(県全域、各区域)

- ・ 満3歳以上限定小規模保育事業の新設に伴い、2号認定区分の確保の内容に「特定地域型保育事業」の欄を追加。

7 一部改正 「実施者・従事者の確保及び資質向上」

特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

- ・ 保育士・保育所支援センターの法定化を踏まえた記載の見直し。

8 今後のスケジュール

- 11月6日 第1回支援計画部会(素案検討)
- 12月～1月 パブリック・コメント
- 2月上旬 第2回支援計画部会(最終案検討)
- 3月 県議会2月定例会常任委員会報告
計画改訂

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）改訂素案について

資料No. 2

項目		現計画	見直し案	見直しの理由
計画策定の趣旨		岩手県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項の規定により策定する都道府県計画です。 本計画では、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるものです。 本計画の策定に当たっては、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第3条の基本理念を基本的な考え方とします。		
1 区域の設定				
	(1) 設定区域の趣旨	区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。		
	(2) 設定区域の内容	県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。		
	(3) 設定区域の状況（区域名）	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町		
2 各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期				
(各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)				
	(1) 各年度における教育・保育の量の見込み	- 各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表1－1及び別表1－2の「量の見込み」欄のとおりとします。 - 幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込みを上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。		
	(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	県全域及び設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表1－1及び別表1－2の「確保の内容」欄のとおりとします。		
	別表1－1 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（県全域）	※別添のとおり	※別添のとおり（2号認定区分の確保の内容に「特定地域型保育事業」を追加）	改正児童福祉法R8.4.1施行部分
	別表1－2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（各区域）	※別添のとおり	※別添のとおり（2号認定区分の確保の内容に「特定地域型保育事業」を追加）	改正児童福祉法R8.4.1施行部分

項目		現計画	見直し案	見直しの理由
3 放課後児童対策の推進				
(放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期)				
	(1) 各年度における放課後児童健全育成事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	各年度における県全域及び設定区域ごとの放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表2のとおりとします。		
	別表2 放課後児童健全育成事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期			
	(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策	放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、放課後児童支援員の確保を図るため認定資格研修の実施に取り組みます。		
	(3) 福祉部局と教育委員会の連携	小学校・義務教育学校区内における放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するため、保健福祉部と教育委員会が連携し、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進します。		
4 認定こども園の普及				
(子どものための教育・保育給付子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)				
	(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期	県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表3のとおりとします。		
	別表3 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期			
	(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方	・ 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。 ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対し、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。 ・ 中でも、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。		
	(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等	本県においては、これまでも園長等運営管理協議会等、幼稚園と保育所の合同研修を実施してきているところですが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まることから、その充実に努めます。		
	(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策			
	ア 基本的考え方	・ 乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。		

項目			現計画	見直し案	見直しの理由
			地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、病児保育事業、産後ケア事業等）は、子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て家庭を対象に、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業であり、住民のニーズに応じた適切な事業が実施されることが必要です。		
		イ 推進方策	- 各々の子どもや子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を推進していきます。 - 質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図っていきます。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターを中核とした幼児教育推進体制の強化、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。 - 特定教育・保育施設及び放課後児童クラブが感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画について、市町村を通じた情報提供等により策定を支援します。 - 特定教育・保育施設及び放課後児童クラブにおける子どもの安全を確保するため、保育士等による虐待や児童生徒性暴力等の不適切な保育や、事故を防止するため、指導監査や研修の実施等により、市町村と連携して安全管理の徹底を図ります。		
(5) 教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策					改正子ども・子育て支援法R8.4.1施行部分
		ア 教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業を行う者の連携の推進方策	- 質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。 - 教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。 - 地域型保育事業を行う者は、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。 - 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。	- 質の高い教育・保育、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。 - 教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。 - 地域型保育事業及び乳児等通園支援事業を行う者は、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設を行う者との連携が必要です。 - 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。	改正子ども・子育て支援法R8.4.1施行部分

項目			現計画	見直し案	見直しの理由
		イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策	・ 幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。 ・ いわて幼児教育センターによる幼保小の架け橋期のカリキュラムの開発・実施や各種研修会・会議等における好事例の情報共有等を通じ、幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を推進します。 ・ 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。		
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施					
(子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携)					
			子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、市町村が実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等に際し、県が保有する施設等の情報の共有等を通じて、その取組を支援します。		
6 乳児等通園支援の実施					
(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容)					
				・ <u>乳児等通園支援事業は、乳児又は満3歳未満の幼児を対象としていることを踏まえ、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入に係る教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携について、情報提供等を通じて、市町村の取組を支援します。</u> ・ <u>満3歳児クラスを活用し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入を行う幼稚園に対し、助言等の必要な支援を行います。</u>	改正子ども・子育て支援法R8.4.1施行部分

項目	現計画	見直し案	見直しの理由																																																						
7 実施者・従事者の確保及び資質向上																																																									
(特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上)																																																									
(1) 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保	・ 質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。 ・ 「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、特定教育・保育施設及び放課後児童クラブとのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。 ・ 保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備等に必要な費用の貸付を行います。 ・ 教育・保育の仕事を目指す人材を育成するため、「岩手県教育振興計画」に基づき、キャリア教育等を推進する過程において、市町村や特定教育・保育施設、関係団体等と連携を図るとともに、指定保育士養成施設と連携し、卒業生の県内の教育・保育施設就職率の向上に努めます。 ・ キャリアアップ研修の実施により保育士の処遇改善を支援し、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。 ・ 特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業など多様な子育て支援に従事する子育て支援員の育成に取り組みます。 ・ 幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが必要であることから、令和11年度まで期間が延長された片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置について、対象者に周知を行うなど、その免許又は資格の取得を促進していきます。 ・ 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保に向けた資格取得のために必要な研修に取り組みます。 ・ 幼児教育・保育や放課後児童対策の充実を図るため、保育士や幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善を図るとともに、現場の魅力発信等を行い、人材確保を強力に進めるよう、国に要望していきます。	・ 県は、保育士確保に関する中心的な実施機関として「岩手県保育士・保育所支援センター」を設置し、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、特定教育・保育施設等及び放課後児童クラブとのマッチングや保育士の魅力発信等を通じ、保育士確保に努めます。 ・ 特定教育・保育施設や乳児等通園支援、地域子ども・子育て支援事業など多様な子育て支援に従事する子育て支援員の育成に取り組みます。	改正児童福祉法 R7.10.1施行部分																																																						
(2) 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者の見込数	(単位：人) <table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>保育教諭・保育士</td><td>5,669</td><td>5,646</td><td>5,573</td><td>5,509</td><td>5,462</td></tr><tr><td>幼稚園教諭</td><td>213</td><td>210</td><td>208</td><td>206</td><td>204</td></tr><tr><td>地域型保育事業従事者</td><td>434</td><td>436</td><td>434</td><td>434</td><td>429</td></tr></table>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	保育教諭・保育士	5,669	5,646	5,573	5,509	5,462	幼稚園教諭	213	210	208	206	204	地域型保育事業従事者	434	436	434	434	429	(単位：人) <table><tr><td></td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td></tr><tr><td>保育教諭・保育士</td><td>5,669</td><td>5,646</td><td>5,573</td><td>5,509</td><td>5,462</td></tr><tr><td>幼稚園教諭</td><td>213</td><td>210</td><td>208</td><td>206</td><td>204</td></tr><tr><td>地域型保育事業従事者</td><td>434</td><td>436</td><td>434</td><td>434</td><td>429</td></tr><tr><td>乳児等通園支援事業従事者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	保育教諭・保育士	5,669	5,646	5,573	5,509	5,462	幼稚園教諭	213	210	208	206	204	地域型保育事業従事者	434	436	434	434	429	乳児等通園支援事業従事者						改正子ども・子育て支援法R8.4.1施行部分
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																				
保育教諭・保育士	5,669	5,646	5,573	5,509	5,462																																																				
幼稚園教諭	213	210	208	206	204																																																				
地域型保育事業従事者	434	436	434	434	429																																																				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																				
保育教諭・保育士	5,669	5,646	5,573	5,509	5,462																																																				
幼稚園教諭	213	210	208	206	204																																																				
地域型保育事業従事者	434	436	434	434	429																																																				
乳児等通園支援事業従事者																																																									

項目		現計画	見直し案	見直しの理由
	(3) 資質の向上のために講ずる措置	- 安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図り、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えることができるよう、特定教育・保育施設に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。 - 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の対応力の向上については、放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施するとともに、市町村が実施する研修等の支援を行います。	安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図り、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えることができるよう、特定教育・保育施設等に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。	改正子ども・子育て支援法R8.4.1施行部分
8 専門的な知識・技術を要する支援				
(こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携)				
	(1) 児童虐待防止対策の充実	すべてのこどもが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援、児童相談所の体制・専門性強化、関係機関との連携に努めるなど、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援体制の充実に向けた取組を推進します。		
	(2) 社会的養護体制の充実	代替養育を必要とすることもちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境で養育されるよう「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、こどもの権利擁護、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化や高機能化及び多機能化、施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進、被災遺児孤児の家庭への支援等に取り組みます。		
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を目指し、相談機能や就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備、こどもへの支援の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実に向けて、市町村等の関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援を推進します。		
	(4) 子どもの貧困対策の推進	こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、こどもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を、市町村等の関係機関と連携して、総合的に推進します。		
	(5) 障がい児施策の充実等	- 障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や地域支援体制の整備、地域における中核的な支援施設としての児童発達支援センターの設置促進など、相談支援の提供体制の確保を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。 - 障がい児の通所支援、在宅支援の体制整備に当たっては、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、保育所等訪問支援等の活用など、認定こども園、幼稚園及び保育所や、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との連携を図ります。		

項目		現計画	見直し案	見直しの理由
		・ 医療的ケア児について、保育所や認定こども園等における受入体制整備や市町村におけるガイドラインの策定にかかる情報提供等を通じて、保育を行う体制の拡充が図られるよう支援します。 ・ 障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。		
9 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整				
	子ども・子育て支援事業計画作成時の調整	(1) 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、関係市町村と調整を行います。		
		(2) 県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。 この調整の方法は、以下のとおりとします。 ア 調整を必要とする市町村は、県に調整を求める文書を提出します。 イ 県は、要請に基づき関係市町村と協議、調整を行います。		
10 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表				
		県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、特定教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報について、県ホームページや国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じ公表します。	県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設、 <u>特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業</u> を利用する機会を確保するため、特定教育・保育情報 <u>等</u> 及び特定教育・保育施設設置者等経営情報について、県ホームページや国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じ公表します。	改正子ども・子育て支援法R8.4.1施行部分
11 職業生活と家庭生活の両立				
(労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携)				
	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	・ 各種セミナーの開催等により「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めます。 ・ 関係機関と連携し、育児休暇やこどもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の表彰、認証等を行います。 ・ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。		

項目		現計画	見直し案	見直しの理由
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	・ 保育所等の運営費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。 ・ 保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。 ・ 3歳未満の待機児童の解消に向け、保育士の確保や地域の実情に応じた地域型保育事業の活用を支援します。 ・ 保育士の確保については、処遇改善など労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付等により、人材の確保に努めます。 ・ 県は放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。		
12 計画期間				
(第3期岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間)				
		本計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。		
13 計画の点検及び評価				
(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価)				
		・ 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。 ・ 評価に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」の第2期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標により実施します。 ・ 政策推進プランは令和8年度までを計画期間としていることから、次期アクションプランが策定された時点で、指標や目標値等を置き換えることとします。 ・ 市町村で認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、市町村の定めた量の見込みと大きく乖離するなどにより、市町村が計画を見直した場合にあっては、県はその見直し状況を踏まえ、必要な場合には県計画の見直しを行います。		

項目	現計画							見直し案							見直しの理由				
別表1－1 教育・保育の提 供体制の確保の 内容及びその実 施時期 1 県全域	1 県全域							1 県全域							改正児童福祉法 R8.4.1施行部分				
	市町村	認定区分	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	市町村	認定区分	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度		令和10年度	令和11年度		
	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	1号	①量の見込み	3,957	3,779	3,573	3,396	3,242	1号 (学校教育のみ) (3～5歳)	1号	①量の見込み	3,957	3,779	3,573		3,396	3,242		
			②確保の内容 ※1	8,110	8,032	7,941	7,849	7,786			②確保の内容 ※1	8,110	8,032	7,941		7,849	7,786		
			特定教育・保育施設	5,976	5,936	5,894	5,819	5,770			特定教育・保育施設	5,976	5,936	5,894		5,819	5,770		
			1号 確認を受けない幼稚園	913	906	901	897	893			1号 確認を受けない幼稚園	913	906	901		897	893		
			上記以外の確保方策	0	0	0	0	0			上記以外の確保方策	0	0	0		0	0		
			小計	6,889	6,842	6,795	6,716	6,663			小計	6,889	6,842	6,795		6,716	6,663		
			特定教育・保育施設	1,118	1,090	1,048	1,037	1,028			特定教育・保育施設	1,118	1,090	1,048		1,037	1,028		
			2号 確認を受けない幼稚園	103	100	98	96	95			2号 確認を受けない幼稚園	103	100	98		96	95		
			上記以外の確保方策	0	0	0	0	0			上記以外の確保方策	0	0	0		0	0		
			小計 (A)	1,221	1,190	1,146	1,133	1,123			小計 (A)	1,221	1,190	1,146		1,133	1,123		
		②-①	4,153	4,253	4,368	4,453	4,544			②-①	4,153	4,253	4,368	4,453	4,544				
		(②-A) -① ※2	2,932	3,063	3,222	3,320	3,421			(②-A) -① ※2	2,932	3,063	3,222	3,320	3,421				
2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	2号	①量の見込み	16,195	15,521	14,729	14,108	13,569	2号 (保育の必要性あり) (3～5歳)	2号	①量の見込み	16,195	15,521	14,729	14,108	13,569				
		学校教育の利用希望の強い2号 認定子ども	1,532	1,461	1,389	1,333	1,289			学校教育の利用希望の強い2号 認定子ども	1,532	1,461	1,389	1,333	1,289				
		上記以外	14,663	14,060	13,340	12,775	12,280			上記以外	14,663	14,060	13,340	12,775	12,280				
		②確保の内容	17,738	17,666	17,412	17,186	17,030			②確保の内容	17,738	17,666	17,412	17,186	17,030				
		特定教育・保育施設	17,420	17,377	17,142	16,940	16,807			特定教育・保育施設	17,420	17,377	17,142	16,940	16,807				
		認可外保育施設 ※3	77	77	77	77	77			認可外保育施設 ※3	77	77	77	77	77				
		上記以外の確保方策 ※4	241	212	193	169	146			上記以外の確保方策 ※4	241	212	193	169	146				
		②-①	1,543	2,145	2,683	3,078	3,461			②-①	1,543	2,145	2,683	3,078	3,461				
				(②+A) -① ※5	2,764	3,335	3,829			4,211	4,584			(②+A) -① ※5	2,764	3,335	3,829	4,211	4,584
		3号 (保育の必要性あり) (合 計)	3号	①量の見込み	11,442	11,080	10,933			10,724	10,548	3号 (保育の必要性あり) (合 計)	3号	①量の見込み	11,442	11,080	10,933	10,724	10,548
②確保の内容	13,590			13,615	13,505	13,413	13,329	②確保の内容	13,590	13,615	13,505			13,413	13,329				
特定教育・保育施設	12,075			12,092	11,988	11,901	11,823	特定教育・保育施設	12,075	12,092	11,988			11,901	11,823				
特定地域型保育事業	1,274			1,282	1,276	1,272	1,267	特定地域型保育事業	1,274	1,282	1,276			1,272	1,267				
認可外保育施設 ※3	195			195	195	194	193	認可外保育施設 ※3	195	195	195			194	193				
上記以外の確保方策 ※4	46			46	46	46	46	上記以外の確保方策 ※4	46	46	46			46	46				
②-①	2,148			2,535	2,572	2,689	2,781	②-①	2,148	2,535	2,572			2,689	2,781				
3号 (保育の必要性あり) (0歳)	3号			①量の見込み	2,331	2,297	2,255	2,235	2,194	3号 (保育の必要性あり) (0歳)	3号			①量の見込み	2,331	2,297	2,255	2,235	2,194
				②確保の内容	3,388	3,394	3,362	3,340	3,303					②確保の内容	3,388	3,394	3,362	3,340	3,303
				特定教育・保育施設	2,945	2,949	2,918	2,896	2,864					特定教育・保育施設	2,945	2,949	2,918	2,896	2,864
		特定地域型保育事業	373	375	374	374	370	特定地域型保育事業	373			375	374	374	370				
		認可外保育施設 ※3	57	57	57	57	56	認可外保育施設 ※3	57			57	57	57	56				
		上記以外の確保方策 ※4	13	13	13	13	13	上記以外の確保方策 ※4	13			13	13	13	13				
		②-①	1,057	1,097	1,107	1,105	1,109	②-①	1,057			1,097	1,107	1,105	1,109				
		3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	3号	①量の見込み	9,112	8,784	8,679	8,490	8,355			3号 (保育の必要性あり) (1・2歳)	3号	①量の見込み	9,112	8,784	8,679	8,490	8,355
				②確保の内容	10,203	10,222	10,144	10,074	10,027					②確保の内容	10,203	10,222	10,144	10,074	10,027
				特定教育・保育施設	9,131	9,144	9,071	9,006	8,960					特定教育・保育施設	9,131	9,144	9,071	9,006	8,960
特定地域型保育事業	901			907	902	898	897	特定地域型保育事業	901	907	902			898	897				
認可外保育施設 ※3	138			138	138	137	137	認可外保育施設 ※3	138	138	138			137	137				
上記以外の確保方策 ※4	33			33	33	33	33	上記以外の確保方策 ※4	33	33	33			33	33				
②-①	1,091			1,438	1,465	1,584	1,672	②-①	1,091	1,438	1,465			1,584	1,672				
量の見込みの算定に当たっての考え方							量の見込みの算定に当たっての考え方												
備 考							備 考												
※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上とすること。 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上すること。							※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上とすること。 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上すること。												
※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合							※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合												
※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育型児童館を含む）							※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育型児童館を含む）												
※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園＋預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）							※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園＋預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）												
※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合							※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合												

項目	現計画										見直し案										見直しの理由
別表1－2 教育・保育の提 供体制の確保の 内容及びその実 施時期 2 各区域	2 各区域（33区域） （単位：人）										2 各区域（33区域） （単位：人）										改正児童福祉法 R8.4.1施行部分
	市町村	認定区分	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	市町村	認定区分	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度					
	1号 （学校教育のみ） （3～5歳）	1号 （学校教育のみ） （3～5歳）	①量の見込み						①量の見込み												
			②確保の内容 ※1	0	0	0	0	0	②確保の内容 ※1	0	0	0	0	0	0						
			特定教育・保育施設						特定教育・保育施設												
			1 確認を受けない幼稚園						1 確認を受けない幼稚園												
			号 上記以外の確保方策						号 上記以外の確保方策												
			小計	0	0	0	0	0	小計	0	0	0	0	0	0						
			特定教育・保育施設						特定教育・保育施設												
			2 確認を受けない幼稚園						2 確認を受けない幼稚園												
			号 上記以外の確保方策						号 上記以外の確保方策												
			小計（A）	0	0	0	0	0	小計（A）	0	0	0	0	0	0						
			②-①	0	0	0	0	0	②-①	0	0	0	0	0	0						
			（②-A）-① ※2	0	0	0	0	0	（②-A）-① ※2	0	0	0	0	0	0						
	2号 （保育の必要性あり） （3～5歳）	2号 （保育の必要性あり） （3～5歳）	①量の見込み	0	0	0	0	0	①量の見込み	0	0	0	0	0	0						
			学校教育の利用希望の強い2号 認定子ども						学校教育の利用希望の強い2号 認定子ども												
			上記以外						上記以外												
			②確保の内容	0	0	0	0	0	②確保の内容	0	0	0	0	0	0						
			特定教育・保育施設						特定教育・保育施設												
			認可外保育施設 ※3						特定地域型保育事業												
	3号 （保育の必要性あり） （合 計）	3号 （保育の必要性あり） （合 計）	上記以外の確保方策 ※4						上記以外の確保方策 ※4												
			②-①	0	0	0	0	0	②-①	0	0	0	0	0	0						
			（②+A）-① ※5	0	0	0	0	0	（②+A）-① ※5	0	0	0	0	0	0						
			①量の見込み	0	0	0	0	0	①量の見込み	0	0	0	0	0	0						
			②確保の内容	0	0	0	0	0	②確保の内容	0	0	0	0	0	0						
特定教育・保育施設			0	0	0	0	0	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0	0							
3号 （保育の必要性あり） （0歳）	3号 （保育の必要性あり） （0歳）	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0							
		認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	認可外保育施設 ※3	0	0	0	0	0	0							
		上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	上記以外の確保方策 ※4	0	0	0	0	0	0							
		②-①	0	0	0	0	0	②-①	0	0	0	0	0	0							
3号 （保育の必要性あり） （1・2歳）	3号 （保育の必要性あり） （1・2歳）	①量の見込み						①量の見込み													
		②確保の内容	0	0	0	0	0	②確保の内容	0	0	0	0	0	0							
		特定教育・保育施設						特定教育・保育施設													
		特定地域型保育事業						特定地域型保育事業													
量の見込みの算定に当たっての考え方	量の見込みの算定に当たっての考え方	認可外保育施設 ※3						認可外保育施設 ※3													
		上記以外の確保方策 ※4						上記以外の確保方策 ※4													
		②-①	0	0	0	0	0	②-①	0	0	0	0	0	0							
備 考	備 考																				
※1 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもについて、幼稚園における長時間・通年の預かり保育等により1号で確保する場合もあることから、1号認定子どもに係る確保方策と2号認定子どもに係る確保方策とを別計上とすること。 学校教育の利用希望の強い2号認定子どもの量の見込みについては、認定区分2号の欄に計上すること。																					
※2 1号の確保の内容から、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を除いた場合																					
※3 市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設（公立のへき地保育所、保育型児童館を含む）																					
※4 確認を受けない幼稚園、幼稚園＋預かり保育、企業主導型保育施設（地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合）																					
※5 2号の確保の内容に、学校教育の利用希望の強い2号認定子どものうち1号で確保される数を加えた場合																					

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（※）の改正案について（概要）

第11回子ども・
子育て支援等分科会
2025年8月4日
参考
資料1

改正の趣旨

（※）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年度からこども誰でも通園制度が給付（乳児等のための支援給付）化される。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）により、本年10月より保育士・保育所支援センターが法定化され、地域限定保育士制度が創設されるとともに、令和8年度から満3歳以上限定小規模保育事業が施行される。
- これらの改正を踏まえ、基本指針の関係規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備等を行い、令和8年4月1日から適用することとする。（※）この改正に伴い、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver. 2）」（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）についても、所要の改正を行い、改訂版ver. 3として発出予定。

改正案の概要

1. こども誰でも通園制度の本格実施（給付化）に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。
- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、以下の改正を行う。
 - ・ 基本的記載事項として、乳児等通園支援の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追加する。
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画と同様に、基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づける。

2. 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正

- 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項である「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項」に、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備に関する事項を追記する。

3. 地域限定保育士制度の創設に伴う改正

- 認定地方公共団体の区域内では、「地域限定保育士」を「保育士」とみなして「保育士」と同様の取扱いとすることや、「地域限定保育士登録」を「保育士登録」と同様の取扱いとすることについて措置する。

4. 満3歳以上児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業）の創設に伴う改正

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、満3歳以上限定小規模保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置づける。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

R7.9.9 岩手県 令和7年度
こども誰でも通園制度に係る
市町村説明会
こども家庭庁説明資料抜粋

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
（※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、**乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの**（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に**適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業**
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
・118自治体で実施

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
・自治体の判断において実施

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
・全自治体で実施